

3 平成29年度後期からの変更点

(1) 本人確認の為の書類提出

受検申請時には、以下のいずれかの本人確認書類の写し等の提出が必要となります。

(受検者1人につき1枚(A4サイズ)を提出)

- ① 運転免許証等、日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるもの)
- ② 特別永住者証明書、在留カード
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳、学生証(氏名及び生年月日が確認できるもの)
- ⑤ 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

(2) 技能検定(実技試験)受検手数料の減免

35歳未満の者に係る2級及び3級(随時実施を除く)の**実技試験手数料**について最大9,000円を減額(ただし、受検手数料の下限は2,900円)することとし、内容は以下のとおりです。

① 減免措置の対象者

以下に掲げる要件を全て満たす場合に限ります。

ア 技能検定の2級又は3級の実技試験を受検する者。

イ 35歳未満の者。(実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳に達していない者)

ウ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の在留資格をもって在留する者以外の者。

② 減免措置後の実技試験手数料

1) 2級及び3級

作業名	減免措置後の実技試験手数料	(減免対象外)
和服製作作業		
機械製図手書き作業	4,100円	(13,100円)
機械製図CAD作業		
機械検査作業	5,900円	(14,900円)
上記作業以外の作業	8,900円	(17,900円)

2) 3級(高等学校等の**在学生に限る**)

作業名	減免措置後の実技試験手数料	(減免対象外)
和服製作作業		
機械製図手書き作業		(8,700円)
機械製図CAD作業	★2,900円	
機械検査作業		(9,900円)
上記作業以外の作業		(11,900円)

★…受検手数料の下限は2,900円